地方税法	第五十三条第二十四項	連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
	第三百二十一条の八第二十四項	連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
	第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の中欄	並びに	及び地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに
	第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項の下欄	の合計額	、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額

第六十三条第五項中「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限り、租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に、「同法第七十条」を「国税通則法第七十条」に、「同号に係る部分に限る」を「同号に係る部分に限り、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む」に、「における当該復興特別法人税に係る」を「において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、租税特別措置法第六十六条の四第十七項若しくは第六十八条の八十八第十八項の規定又は第三項の規定により当該復興特別法人税に係る法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときにおける当該」に改め、同条第十二項中「含む。）」を「含む。以下同じ。）」に、「同法第百五十一条第一項」を「同条第十号」に、「第百五十一条第一項において」を「以下」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第六項中「第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「（以下「新租税特別措置法」という。）第五十五条第二十六項」を「第五十五条の三第十項」に改める。

附則第十九条第三項中「新租税特別措置法第六十八条の四十三第二十一項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の四十三の三第九項」に改める。

附則第四十三条中「新租税特別措置法」を「第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）」に改める。

附則第四十五条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に改める。

附則第四十八条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に改める。

附則第五十五条中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同条の表第二項の項中「、第四十二条の六第二項」を「、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」に、「新租税特別措置法第四十二条の六第二項」を「新租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の九」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の四」を「、新租税特別措置法第四十二条の十二の四並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の六第五項」を「新租税特別措置法第四十二条の六第十二項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の九第四項」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十第五項」を加える。

附則第五十六条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十二」を「及び第八項」に改める。

附則第六十三条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に改める。

附則第七十二条中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同条の表第二項の項中「、第六十八条の十一第二項」を「、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「新租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十三」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに新租税特別措置法第六十八条の十五」を「、新租税特別措置法第六十八条の十五の五並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の十一第五項」を「新租税特別措置法第六十八条の十一第十二項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十四第五項」を加え、同表第十四項の項を次のように改める。

第十四項	法人税法	法人税法及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）
	ついては、同法	ついては、法人税法
	「租税特別措置法第六十八条の十第五項（	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十第五項（
	租税特別措置法第六十八条の十第五項」	旧効力連結措置法第六十八条の十第五項」
	及び租税特別措置法第六十八条の十第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十第五項